



2018年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

単元株式数の変更、株式併合及び定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合及び定款変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

2018年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	6,520,707,026株
併合により減少する株式数	5,868,636,324株
併合後の発行済株式総数	652,070,702株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	300,871名(100.00%)	6,520,707,026株 (100.00%)
10株未満	2,297名(0.76%)	8,408株(0.01%未満)
10株以上	298,574名(99.24%)	6,520,698,618株 (99.99%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様2,297名（所有株式数の合計8,408株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じ

て交付いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款変更

(1) 定款変更の目的

① 第6条及び第7条関係

上記「1. 単元株式数の変更」及び上記「2. 株式併合」に伴い、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に基づき、株主総会における定款変更の決議を経ずに変更するものであります。

② 第16条関係

株主総会の運営について、執行役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会の決議によって定めた執行役が株主総会の議長にあたるよう変更するものであります。

③ 第30条関係

当社は、経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役会の決議に基づき2018年4月1日付で執行役会長を選定いたしました。これにあわせて、定款上も役付執行役としての地位を明確にするため、現行定款第30条に執行役会長を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 発行可能株式総数は、 <u>100億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 単元株式数を、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 単元株式数を、 <u>100株</u> とする。
第8条～第15条 (条文省略)	第8条～第15条 (現行どおり)
(議長) 第16条 株主総会の議長は、 <u>執行役社長</u> がこれにあたる。	(議長) 第16条 株主総会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会の決議によ</u>

<p>執行役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位によりこれにあたる。</p> <p>第 17 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(役付執行役)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>って定めた執行役がこれにあたる。</p> <p>当該執行役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位によりこれにあたる。</p> <p>第 17 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(役付執行役)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議によって、<u>執行役会長</u>、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

(3) 変更の条件

上記(1)①の変更につきましては、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じることを条件といたします。

上記(1)②及び③の変更につきましては、本定時株主総会において、同変更に係る定款変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	2018年5月15日(本日)
定時株主総会決議日	2018年6月27日(予定)
定款変更(16条及び30条)の効力発生日	2018年6月27日(予定)
単元株式数の変更、株式併合及び定款変更(6条及び7条)の効力発生日	2018年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式売買の振替手続との関係上、各証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。

Q 4. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,345株	2個	234株	2個	0.5株
例②	1,000株	1個	100株	1個	0株
例③	987株	0個	98株	0個	0.7株
例④	9株	0個	0株	0個	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。そのお支払代金は、2018年12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手

続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合後の1株に満たない端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問合せください。

Q 7. 株式併合後も、単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に市場での売買ができない単元未満株式を所有されることとなる株主様（上記A 4の例①、③のような場合）は、単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人のお問い合わせください。

Q 8. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記A 4に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しています。

2018年6月27日（予定） 第179期定時株主総会

2018年9月25日（予定）* 1,000株単位での最終売買日

2018年9月26日（予定）* 100株単位への売買開始日

2018年10月1日(予定)* 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

2018年10月下旬(予定)* 株主様への株式併合割当通知の発送

2018年12月上旬(予定)* 端数株式処分代金の支払開始

*2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合の予定です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、株主様がお取引されている証券会社又は下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行 証券代行部

電 話 : 当社専用ダイヤル 0120-78-6502 (フリーダイヤル)

受付時間 : 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以 上